



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年7月6日金曜日 第2990号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....（情報政策課）... 526
 地籍調査の成果の認証.....（農政課）... 526
 漁業の許可又は起業の認可の申請期間.....（水産課）... 526
 漁業免許の内容等の公示（2件）.....（"）... 526
 瀬戸内海環境保全特別措置法第5条による特定施設の設置の許可申請の概要（2件）.....（東予地方局環境保全課）... 532
 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 534

選挙管理委員会告示

愛媛県議会議員補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表.....（中予地方局地域政策課）... 534

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第676号

次のとおり落札者を決定した。
 平成30年7月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入 札 公 告 日
文書管理・電子決裁システム構築業務委託 一式	愛媛県企画振興部 政策企画局情報政策課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年6月20日	日本電気株式会社松山支店 愛媛県松山市味酒町一丁目3番地	48,600,000円	一般競争入札	平成30年5月8日

○愛媛県告示第677号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。
 平成30年7月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
四国中央市	富郷町寒川山1・2	平成28年度から平成29年度まで	四国中央市（富郷町寒川山1・2）の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成30年7月6日

○愛媛県告示第678号

愛媛県漁業調整規則（昭和43年愛媛県規則第22号）第8条第2項（同規則第21条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、宇和海を操業区域とする小型機船底びき網漁業の許可又は起

業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

平成30年7月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成30年7月6日から19日まで

○愛媛県告示第679号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、共同漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年7月6日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 燧特区第131号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第1種共同漁業	あおさ漁業	1月1日から12月31日まで

”	ばかがい漁業	”
”	あさり漁業	”
”	まてがい漁業	”
”	はまぐり漁業	”
”	おおのがい漁業	”
”	つめたがい漁業	”
”	たいらぎ漁業	”
”	みるくい漁業	”
”	たこ漁業	”
”	えむし漁業	”
”	なまこ漁業	6月1日から 翌3月31日まで

イ 漁場の位置 新居浜市地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記記載の区域を除く。

基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市と西条市との境界の標識

点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点

イ Bから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

別記

ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）

イ 仏崎埋立免許区域

ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）

エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域

オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）

カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新

居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））

キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域

ク 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域及び平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

ケ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

コ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域

サ 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域アA、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端

B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端

点 ア Aから336度102メートルの点

イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北網取りドルフィン突端

ウ Aから304度513メートルの点

エ Aから308度535メートルの点

オ Aから318度424メートルの点

カ Bから349度416メートルの点

キ Bから111度141メートルの点

ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点

シ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか3組合が締結した契約書記載の補償区域、Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根

B Aから西側の護岸沿い1800メートルの点

C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端

D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端

ス 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁協ほか2組合が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とB D間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端

B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点

イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角20メートルの点

ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点

エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点

オ Dから護岸の延長線上113メートルの点

セ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁協ほか2組が締結した契約書記載の補償区域

Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い1800メートルの点

B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い1210メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点

エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点

オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点

カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点

キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点

ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点

ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点

コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点

ソ 平成30年2月8日付けで住友化学株式会社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した契約書記載の補償区域アイを結ぶ最大高潮時海岸線から100メートルの線とアウ、ウエ、エイの3直線で囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い1800メートルの点

B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い1300メートルの点

点 ア 基点Aから255度10分44秒、279.552メートルの点

イ 基点Bから247度5分9秒、104.813メートルの点

ウ 基点Aから292度29分8秒、479.864メートルの点

エ 基点Bから318度54分38秒、853.398メートルの点

(3) 関係地区 新居浜市新居浜地区

(4) 制限又は条件 なし

2 免許予定日

平成30年12月1日

3 申請期間

平成30年7月6日から9月30日まで

4 存続期間

平成30年12月1日から平成36年3月31日まで

○愛媛県告示第680号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定に基づき、共同漁業の免許の内容たるべき事項等を次のように定める。

平成30年7月6日

愛媛県知事 中村時広

1 免許番号、免許の内容たるべき事項、関係地区及び制限又は条件

(1) 免許番号 燧特区第132号

(2) 免許の内容たるべき事項

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで
"	雑魚建網漁業	"
"	雑魚建干網漁業	"
"	雑魚張切網漁業	"

イ 漁場の位置 新居浜市及び西条市地先

ウ 漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエHの5直線とAH間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEを結んだ直線及びFGを結んだ直線以南の区域並びに別記載の区域を除く。

基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市御代島ビワ崎鼻

C 新居浜市と西条市との境界の標識

D 西条市古川加茂川右岸標識1号

E 西条市禎瑞加茂川左岸表層波根標識2号

F 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号

G 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

H 西条市氷見戊と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点

イ Bから今治市宮窪町美濃島東端見通し1,000メートルの点

ウ Cから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

エ Hから今治市宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点

別記

ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域(新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内)

イ 仏崎埋立免許区域

ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域(住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域)

エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁協ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアの10直線に囲まれた区域

基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端

B Aから西へ354度20メートルの点

C Aから東へ護岸線上120メートルの点

点 ア Bから354度20メートルの点

イ Bから354度730メートルの点

ウ Bから22度835メートルの点

エ Bから4度2,385メートルの点

オ Aから355度2,325メートルの点

カ Aから359度1,095メートルの点

キ Cから19度830メートルの点

ク Cから28度635メートルの点

ケ Cから354度520メートルの点

コ Cから354度20メートルの点

オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と

新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域(住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先)

カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域(新居浜市磯浦地先海面(愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間))

キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域

Iオ及びオJの2直線以内の区域

基点 I 住友化学工業株式会社愛媛工場西浜第二工区埋立地西側護岸南端

J 新居浜市惣開町乙31番22号(住友重機械工業株式会社新居浜製造所所有地)

点 オ Iから西側護岸延長線上125メートルの点

ク 昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁協ほか4組合が締結した「漁業補償契約書」記載の補償区域及び昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁協ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の区域

Kカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチLの13直線以内の区域

基点 K 西条市船屋住友金属鉱山埋立地護岸東端

L 西条市西条港西防波堤突端

点 カ Kから349度50メートルの点

キ カから259度2,248メートルの点

ク キから349度550メートルの点

ケ クから308度15分376メートルの点

コ ケから351度15分1,292メートルの点

サ コから253度200メートルの点

シ サから171度1,272メートルの点

ス シから208度45分260メートルの点

セ スから253度30分2,500メートルの点

ソ セから333度30分238メートルの点

タ ソから244度200メートルの点

チ タから154度652メートルの点

ケ 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域(新居浜市磯浦町乙609-13北面地先)

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコオの6直線によって囲まれた区域並びにサシを結ぶ直線上のサからシへ7.83メートルの点とサを結ぶ線分を一辺とし、サシを結ぶ直線に垂直でサより北側へ7.8メートル延長した線分を一辺とする長方形に囲まれた区域

基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端

B Aから西へ護岸線上590メートルの点

C Aから東へ護岸線上120メートルの点

D Aから東へ護岸線上600メートルの点

点 ア Bから14度775メートルの点
 イ Bから4度30分1,050メートルの点
 ウ Bから14度30分1,100メートルの点
 エ Bから22度835メートルの点
 オ Cから3度940メートルの点
 カ Dから7度845メートルの点
 キ Dから13度600メートルの点
 ク Dから359度528メートルの点
 ケ Cから28度635メートルの点
 コ Cから19度830メートルの点
 サ Bから4度2,385メートルの点
 シ Aから355度2,325メートルの点

コ 平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組が締結した契約書記載の補償区域(新居浜市菊本町1丁目813-4及び同町2丁目817-9地先海面)

Aア、アB、BC及びDEの4直線と陸岸とに囲まれた区域で棧橋(6,600㎡)を除いた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町2丁目817-9の護岸西北端
 B 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の東北隅とりドルフィン突端
 C 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町1丁目813-4の護岸東北端
 D Cから南へ護岸延長線上376メートルの点
 E Aから南へ護岸延長線上196メートルの点

点 ア Aから336度102メートルの点

サ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁協ほか4組が締結した契約書記載の補償区域(新居浜市磯浦町乙366-20北西海面)

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線に囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角
 B 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Aを基準とし、Bより内角135度28.3メートルの点
 イ Aを基準とし、Bより内角175度132.3メートルの点
 ウ Aを基準とし、Bより内角64度50分258メートルの点
 エ Aを基準とし、Bより内角64度30分171.4メートルの点
 オ Bを基準とし、Aより内角252度10分21メートルの点

シ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか4組が締結した契約書記載の補償区域(新居浜市惣開町5番1号の地先及び同市惣開町5番2号の地先に囲まれた区域)

Aア、アイ、イウ及びウBの4直線と陸岸とに囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市惣開町5番1号の護岸西南端
 B Aから護岸沿いに北へ210メートルの標識

点 ア 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜市惣開町5番2号の護岸北西端から護岸の延長線上113メートルの点
 イ アから216度30分146メートルの点
 ウ Bから218度148メートルの点

ス 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁協が締結した漁業補償契約書記載の区域

Aア、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端
 B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端

点 ア Aから336度102メートルの点
 イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北隅取りドルフィン突端
 ウ Aから304度513メートルの点
 エ Aから308度535メートルの点
 オ Aから318度424メートルの点
 カ Bから349度416メートルの点
 キ Bから111度141メートルの点
 ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点

セ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁協ほか3組が締結した契約書記載の補償区域

Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根
 B Aから西側の護岸沿い800メートルの点
 C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端
 D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端

ソ 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁協ほか2組が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とBD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端
 B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点

イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角20メートルの点

ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点

エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点

オ Dから護岸の延長線上113メートルの点

タ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した契約書記載の補償区域

Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い1210メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点

エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点

オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点

カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点

キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点

ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点

ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点

コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点

チ 平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁協が締結した漁業補償契約書記載の補償区域及び平成25年7月30日付けで愛媛県と西条市漁協が締結した漁業補償契約書記載の補償区域

、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 及び の12直線によって囲まれた区域

基点 A 株式会社今治造船西条工場西条市ひうち字西ひうち7番16号の岸壁北東端

点 Aから真方位48度28分33.372秒の方向810.027メートルの点

から真方位218度15分00秒の方向0.600メートルの点

から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点

から真方位38度15分00秒の方向27.500メートルの点

から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点

から真方位218度15分00秒の方向0.400メートルの点

から真方位308度15分00秒の方向478.000メートルの点

から真方位38度15分00秒の方向0.400メートルの点

から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点

から真方位218度15分00秒の方向27.500メートルの点

から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点

から真方位38度15分00秒の方向0.600メートルの点

ツ 平成30年2月8日付けで住友化学株式会社と新居浜漁協ほか2漁協が締結した契約書記載の補償区域アイを結ぶ最大高潮時海岸線から100メートルの線とアカ、カオ、オイの3直線で囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い1300メートルの点

点 ア 基点Aから255度10分44秒、279.552メートルの点

イ 基点Bから247度5分9秒、104.813メートルの点

オ 基点Bから320度11分45秒、1,047.264メートルの点

カ 基点Aから306度44分43秒、806.737メートルの点

- (3) 関係地区 新居浜市新居浜地区並びに西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区
- (4) 制限又は条件 なし
- 2 免許予定日
平成30年12月 1日
- 3 申請期間
平成30年 7月 6日から 9月30日まで
- 4 存続期間
平成30年12月 1日から平成36年 3月31日まで

○愛媛県告示第681号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び新居浜市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 7月 6日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
住友重機械工業株式会社
東京都品川区大崎2丁目1番1号
代表取締役社長 別川 俊介
- 2 事業場の名称及び所在地
住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜工場
新居浜市惣開町5番2号
- 3 特定施設に関する事項
G Z N - 01

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第63号イ 焼入れ施設	
特定施設の能力	1バッチ当たり15キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手1日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	30分	
特定施設の使用の季節的変動の概要	なし	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	

りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 0 最大 1.7

備考 汚水等は全量回収する。

- 4 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量
工場排水口（No.16）

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度（水素指数）	通常 6～8 最大 6～8
	化学的酸素要求量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2.3 最大 4.9
	浮遊物質（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 2 最大 5
	窒素含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 5 最大 20
	りん含有量（単位 1リットルにつきミリグラム）	通常 1 最大 3
汚水等の1日当たりの量（単位 立方メートル）	通常 2.455 最大 2.620	

備考 この他に、雨水排水口が15箇所ある。

○愛媛県告示第682号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった。

なお、法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県西条保健所及び西条市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

平成30年 7月 6日

愛媛県西条保健所長 武 方 誠 二

- 1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名
株式会社ダスキンプロダクト中四国
広島県山県郡北広島町大朝字犬追原13817番地 8
代表取締役 中島 久志
- 2 工場の名称及び所在地
株式会社ダスキンプロダクト中四国愛媛工場
西条市小松町新屋敷甲2021番地 1
- 3 特定施設に関する事項
(1) 1 - 1 - 2号機

特定施設の種類	水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「政令」という。）別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設
特定施設の能力	1回当たり200キログラム処理
工事の着手予定年月日	許可後直ちに

工事の完成予定年月日	工事着手2日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	15時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10 最大 9~10.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 450 最大 550
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 1,000
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 38 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 30
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 47.2 最大 55.9	

(2) 1-1-3号機

特定施設の種 類	政令別表第1第67号 洗濯業の用に供する洗浄施設	
特定施設の能 力	1回当たり200キログラム処理	
工事の着手予定年月日	許可後直ちに	
工事の完成予定年月日	工事着手2日後	
使用開始の予定年月日	完成後直ちに	
特定施設の使用時間間隔	間 欠	
特定施設の1日当たりの使用時間	15時間	
特定施設の使用の季節的変動の概要	な し	
特定施設から排出される汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10 最大 9~10.5
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 450 最大 550
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 1,000
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 38 最大 50
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 19 最大 30

りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	19
	最大	30
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常	47.2
	最大	55.9

4 汚水等の処理施設に関する事項

3-3

設 置 年 月 日	平成27年 4月13日		
処 理 施 設 の 種 類	物理処理及び生物処理		
処 理 施 設 の 型 式	加圧浮上処理、ろ過及び活性炭処理		
処 理 施 設 の 構 造	ステンレス製及びコンクリート製		
処 理 施 設 の 主 要 寸 法	縦 14.6メートル 横 14.3メートル 高さ 5.4メートル 及び 縦 21.3メートル 横 11.0メートル 高さ 12.6メートル		
処 理 施 設 の 能 力	1日当たり380立方メートル処理		
汚 水 等 の 処 理 の 方 式	凝集浮上、生物処理及び活性炭吸着ろ過処理方式		
処 理 施 設 の 使 用 時 間 間 隔	連 続		
処 理 施 設 の 1 日 当 た り の 使 用 時 間	24時間		
処 理 施 設 の 使 用 の 季 節 的 変 動 の 概 要	な し		
処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値	項 目	処 理 前	処 理 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 9.5~10 最大 9~10.5	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 500 最大 650	通常 30 最大 40
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 600 最大 1,200	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 40 最大 50	通常 5 最大 8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)	通常 301 最大 354	通常 301 最大 354	

備考 処理後の汚水等の一部は、再利用する。

5 工場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

No.1排水口

汚水等の汚染状態の値	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 30 最大 40
	浮遊物質(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 30
	窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 5 最大 8
	りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 1 最大 2
汚水等の1日当たりの量(単位 立方メートル)		通常 215 最大 242

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第683号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、松山市立待堰土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成30年 7月 6日

愛媛県中予地方局長 飯尾 智仁

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	渡 部 康 夫	松山市土居町889-1

"	戒 能 明 久	松山市今在家3丁目4-28
"	松 田 隆	松山市今在家4丁目10-19
"	宇都宮 耕一	松山市北土居2丁目27-22
"	清 川 完	松山市北土居1丁目2-16
"	本 郷 常 男	松山市東石井4丁目10-30
"	村 上 弘 彦	松山市越智2丁目2-20
"	平 岡 清 茂	松山市星岡4丁目26-3
"	井 上 文 昭	松山市北井門3丁目12-29
監 事	大 原 克 臣	松山市星岡4丁目19-25
"	清 水 潔	松山市東石井6丁目15-2

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	永 木 隆 三	松山市土居町741-4
"	戒 能 明 久	松山市今在家3丁目4-28
"	戒 能 志 俊	松山市今在家3丁目8-29
"	宇都宮 耕一	松山市北土居2丁目27-22
"	清 川 完	松山市北土居1丁目2-16
"	河 本 一 世	松山市北井門4丁目27-33
"	村 上 弘 彦	松山市越智2丁目2-20
"	清 水 潔	松山市東石井6丁目15-2
"	大 原 静 夫	松山市星岡4丁目25-23
監 事	大 原 克 臣	松山市星岡4丁目19-25
"	丹 下 理 彦	松山市北土居4丁目10-34

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第32号

平成29年10月22日執行の愛媛県議会議員松山市・上浮穴郡選挙区補欠選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。

平成30年 7月 6日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 選挙の種類 平成29年10月22日執行 愛媛県議会議員補欠選挙
- 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)
松山市・上浮穴郡 6,176,800円
- 報告書の要旨

候補者氏名	角 田 智 恵	所属党派	無 所 属	期 間 平成29年9月23日から 平成29年10月30日まで 第1回分
出納責任者氏名	石 井 恵 子			

収 入

主たる寄附

(氏名・団体名)

かくだともえと楽しく未来を語る会

(職業)

(寄附額)

105,000円

支 出

人件費

家屋費

選挙事務所費

集合会場費

180,000円(0円)

150,000 (0)

150,000 (0)

0 (0)

その他の寄附	0件	0	通信費	0 (0)
その他の収入		1,100,000	交通費	20,960 (0)
今 回 計		1,205,000	印刷費	194,400 (0)
総 計		1,205,000	広告費	506,100 (0)
			文具費	35,088 (0)
			食糧費	8,902 (0)
			休泊費	0 (0)
			雑費	8,773 (0)
			今 回 計	1,104,223 (0)
			総 計	1,104,223 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	194,400円
	計	194,400円

報告書受理年月日	平成29年11月2日	第 1 回 報 告 分
----------	------------	-------------

候補者氏名	川 本 健 太	所属党派	無 所 属	期 間 平成29年10月5日から 第1回分 平成29年10月30日まで 第2回分
出納責任者氏名	井 門 祐 子			

収 入			支 出	
主たる寄附			人件費	450,000円 (0円)
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	54,880 (0)
自由民主党愛媛県支部連合会		100,000円	選挙事務所費	54,880 (0)
川 本 聖 子	無 職	50,000	集会会場費	0 (0)
白 石 有 企 也	無 職	90,000	通信費	10,663 (0)
			交通費	9,280 (0)
			印刷費	1,393,520 (0)
			広告費	583,200 (0)
			文具費	12,650 (0)
			食糧費	32,295 (0)
その他の寄附	0件	0	休泊費	0 (0)
その他の収入		1,142,468	雑費	0 (0)
今 回 計		1,382,468	今 回 計	2,546,488 (0)
総 計		1,382,468	総 計	2,546,488 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	1,164,020円
	計	1,164,020円

報告書受理年月日	平成29年10月30日	第 1 回 報 告 分
	平成29年10月30日	第 2 回 報 告 分

候補者氏名	武井 多佳子	所属党派	無 所 属	期 間 平成29年 9月15日から 平成29年12月15日まで	第1回分 第2回分 第3回分 第4回分
出納責任者氏名	中 野 鈴 恵				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	162,000円 (0円)	
武井たか子を支える会(生き活き政治ネット)		626,000円	家屋費	0 (0)	
			選挙事務所費	0 (0)	
			集会会場費	0 (0)	
			通信費	110,427 (0)	
			交通費	27,150 (0)	
			印刷費	405,000 (0)	
			広告費	171,840 (0)	
			文具費	24,184 (0)	
			食糧費	60,474 (0)	
その他の寄附	0件	0	休泊費	4,462 (0)	
その他の収入		0	雑費	0 (0)	
今 回 計		626,000	今 回 計	965,537 (0)	
総 計		626,000	総 計	965,537 (0)	

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	340,200円
	計	340,200円

報告書受理年月日	平成29年11月1日 平成29年11月9日 平成29年11月17日 平成29年12月15日	第1回報告分 第2回報告分 第3回報告分 第4回報告分
----------	--	--------------------------------------

候補者氏名	鎌田 善文	所属党派	財政再建の会	期 間 平成29年10月1日から 平成29年10月31日まで	第1回分
出納責任者氏	鎌 田 弥 栄				

収 入			支 出		
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	0円 (0円)	
			家屋費	0 (0)	
			選挙事務所費	0 (0)	
			集会会場費	0 (0)	
			通信費	0 (0)	
			交通費	0 (0)	
			印刷費	10,800 (0)	
			広告費	3,240 (0)	
			文具費	0 (0)	
			食糧費	0 (0)	
その他の寄附	0件	0円	休泊費	0 (0)	
その他の収入		30,000	雑費	8,640 (0)	

今 回 計	30,000	今 回 計	22,680 (0)
総 計	30,000	総 計	22,680 (0)

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	ポスターの作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	平成29年10月31日	第 1 回 報 告 分
----------	-------------	-------------